

◇開発協議の基準等（第106条～第119条）

●基準の考え方

開発協議の基準として、開発事業の対象ごとに、適用する基準を定めています。

●開発協議の基準表

基準	対象	大規模建築物	特定用途建築物	宅地開発事業	墓地等	自動車駐車場等	
開発協議の基準	【別表第1】 公共施設および公益的施設の整備の基準	○道路 ○公園等 ○街路灯 ○公益的施設 ○地域コミュニティへの配慮	適用	適用	適用	適用	適用
	【別表第2】 宅地の整備の基準	○建築物の敷地面積の最低限度 ○開発区域内の緑化 ○雨水流出抑制施設 ○廃棄物保管場所等 ○集積場所 ○景観への配慮	適用	適用	適用	適用	適用
		○一時停車空地	敷地面積 1,000㎡以上 かつ15戸以上の 集合住宅	敷地面積 1,000㎡以上 かつ15戸以上の 集合住宅	敷地面積 1,000㎡以上 かつ15戸以上の 集合住宅		
	→墓地条例に定める基準				適用		
	【別表第3】 ワンルーム形式の集合住宅の基準	○居住水準 ○ファミリー住戸の設置 ○隣地からの壁面後退 ○周辺環境への配慮 ○駐車施設 ○廃棄物保管場所等 ○管理に関する基準	延べ面積 3,000㎡以上 かつ高さ15m 以上のワンルーム形式の集合住宅	ワンルーム形式の集合住宅			
	【別表第4】 寄宿舎の基準	○居住水準 ○隣地からの壁面後退 ○周辺環境への配慮 ○駐車施設 ○廃棄物保管場所等 ○集積場所 ○管理に関する基準	延べ面積 3,000㎡以上 かつ高さ15m 以上の寄宿舎	寄宿舎			
	【別表第5】 葬祭場等の基準	○施設に接する道路 ○駐車施設 ○廃棄物保管場所等 ○周辺環境への配慮 ○管理に関する基準	1,000㎡以上の葬祭場等	1,000㎡未満の葬祭場等			
	【別表第6】 集客施設の基準	○駐車施設 ○廃棄物保管場所等 ○歩行者の安全への配慮 ○周辺環境への配慮	1,000㎡以上の集客施設 500㎡以上の深夜営業集客施設	500㎡以上 1,000㎡未満の集客施設			
	【別表第7】 ペット火葬施設または建築物内に設置するペット納骨施設の基準	○施設に接する道路 ○駐車施設 ○廃棄物保管場所等 ○焼却炉 ○周辺環境への配慮 ○管理に関する基準					適用
	【別表第8】 ペット埋葬施設または建築物外に設置するペット納骨施設の基準	○施設に接する道路 ○駐車施設 ○開発区域内の緑化 ○構造設備の基準 ○埋葬の基準 ○周辺環境への配慮 ○管理に関する基準					適用
地域環境への配慮	○地域環境に関する報告書	適用	適用	適用	適用	適用	
開発許可の基準	○道路の幅員 ○袋路状道路の技術的細目 ○公園等の基準 ○開発区域内の建築物の敷地面積の最低限度	開発区域 500㎡以上 の場合	開発区域 500㎡以上 の場合	開発区域 500㎡以上 の場合	開発区域 500㎡以上 の場合	開発区域 500㎡以上 の場合	